

第 63 回審査会（平成 28 年 12 月 16 日）

13 時 30 分 開会

【1 開 会】

事務局 定刻となりましたので、ただいまより第 63 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の審査会につきましては、審査会委員 4 名に対し、出席委員 4 名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、審査会が成立することを報告させていただきます。

議事に先立ちまして、すでに委員の皆様にはご連絡を差し上げたところですが、吉川委員長が先日ご逝去されました。吉川委員長におかれましては、約 6 年にわたり本審査会の委員長にご就任いただき、審査会の運営等に変えご尽力いただきました。このことに対しまして、厚くお礼を申しあげるとともに、ご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。

恐縮ではございますが、皆様、ご起立願います。

（黙祷）

黙祷を終わります。ご着席ください。

【2 議 題】

《（1）委員長の選任について》

事務局 それでは、議題に入ります。冒頭にも申しあげましたが、そのような事情でありますので、委員長を選任いただくこととなります。

議題（1）「委員長の選任について」ですが、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 1 項の規定において、委員長は委員の皆様の中より互選していただくことになっております。

委員の皆様の任期につきましては、平成 29 年 3 月 11 日までとなっておりますので、このたび選任いただく委員長の任期につきましても、平成 29 年 3 月 11 日までとなります。なお、任期満了までの期間につきましては、4 名体制で審査会を進めてまいりたいと考えております。

それでは、恐れ入りますが、ご協議いただきますようお願いいたします。

委員 よろしいでしょうか。委員長職務代理者の川崎委員にお願いできないかと思いますが、いかがでしょうか。

(他の委員も同意)

事務局 それでは、委員の皆様の互選により、川崎委員に委員長をお願いしたいと思います。川崎委員、委員長席をお願いいたします。

(川崎委員長、委員長席に移動)

事務局 それでは、以後の議事進行について、川崎委員長よりお願いいたします。

委員長 残りの任期までの間、委員長を務めることとなりましたので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第3項の規定により、委員長の職務代理者については、委員長の私から指名させていただくことになっております。

それでは、職務代理者に永田委員を指名させていただきたいと思います。永田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

(永田委員了承)

《 (2) 農地情報管理システム（フェーズ2）に係る個人情報のオンライン結合による外部提供について（報告） 》

委員長 それでは、次の議題（2）「農地情報管理システム（フェーズ2）に係る個人情報のオンライン結合による外部提供について（報告）」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局 加古川市個人情報保護条例第9条の規定により、個人情報のオンライン結合による外部提供、いわゆる実施機関以外のものが、いつでも必要に応じて入手できる状態により個人情報を外部提供はしてはならないことになっておりますが、同条第2項の規定において、「法令に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき」は外部提供をすることができるとされています。

このたびの案件につきましては、法令の規定に基づくものであるため、諮問ではなく、報告をさせていただくものです。

それでは、所管課の農業委員会事務局より報告させますので、職員を入室させます。

(農業委員会事務局職員入室及び自己紹介)

委員長 それでは、説明願います。

農業委員会事務局 (別紙資料に基づき説明)

委員長 所管課からの説明は終わりました。
委員の皆様より質問等はございますか。

(各委員特になし)

委員長 特にないようですので、所管課の職員には退出願います。

(農業委員会事務局職員退室)

《 (3) オープンデータの公開について (報告) 》

委員長 それでは、次に、議題 (3) 「オープンデータの公開について (報告)」に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 オープンデータの推進に関する個人情報の取扱いにつきましては、前回の審査会においてご審議いただいたところですが、このたびは、答申を踏まえ、オープンデータとして公開しようとしている内容について、ご報告させていただきます。
それでは、所管課の情報政策課より報告させますので、職員を入室させます。

(情報政策課職員入室及び自己紹介)

委員長 それでは、説明願います。

情報政策課 (別紙資料に基づき説明)

委員長 所管課からの説明は終わりました。
委員の皆様より質問等はございますか。

委員 大字が単位となっていますが、どのくらいの世帯数・人数が平均値なのでしょうか。非常に少ないところもあるのでしょうか。

情報政策課 非常に少ないところも一部あります。人数が7人という地域もありますので、おそらくその地域はほとんど数値としては出せない形となると思われます。それ以外

の地域は、少なくとも二桁の人数となっております。

なお、大字の平均人数は 635 人となっております。

委員 一桁のところもあるのですか。

情報政策課 3 ヲ所だけ一桁となっております。また、一番多いところで 7,500 人となっております。

委員 地域によって偏りがあるのですね。

委員 オープンデータとして公開するものは当初の資料では 65 件でしたが、今回 10 件の追加ということで、最終的にはどれくらいの量となる予定ですか。

情報政策課 現在のところ未定です。一旦、この状態で公開して、このような形でのデータ提供ができるということを示そうと思っております。今後、このように活用したいとの要望があれば追加していきたいと考えておりますので、たくさんのニーズがあればたくさん提供することになりますし、あまり要望がなければ、それほど増えていかないものと考えております。

地理情報システムについてはインターネットで公開しておりまして、そこにたくさんの情報を載せていって、活用してもらえないかと考えております。そちらに載せている情報は、そのままデータとして活用してもらえるので、積極的に公開していきたいと考えておりますが、何十もの件数があるわけではありません。他の自治体によっては、何でもホームページに公開しているものをオープンデータとして提供されているところもありますが、オープンデータ化するのに手間がかかりますので、そこまでは考えておりません。ニーズにあわせて提供していきたいと思っています。

なお、特殊なデータを提供しようとする場合には、できれば審査会に報告させていただき、ご意見をいただいて提供するかどうかを考えていきたいと思っております。

委員 地理情報のデータは現在でも公開しているのではないですか。

情報政策課 現在公開しているものでは、地図の中の地点など、図として見ることはできますが、データとして加工することはできない形となっております。そのため、自分たちで独自の地図情報システムに取り込んで加工するためには、名称と緯度・経度の座標などのデータを作成する必要がありますが、市が持っているそれらの情報をあらかじめデータとして提供することにより、利用者のデータ作成の手間を省くことになり、様々なサービスの提供や市民サービスの向上につながってほしいと期待しているところです。

委員 民間企業が使うということですが、ホームページ上で公開する以外に、メールやインターネット上で質問できるような形とされるのですか。

情報政策課 データはCSVファイルでホームページ上に自由に使っていただいていい形で置いておきますので、適宜、利用者がデータを使っただけのものと思っております。問合せ先は情報政策課としておりますので、何かわからないことがあれば問合せいただいたり、あるいはニーズをお伝えいただいたりいただければと思っております。また、オープンデータを公開した後は、広報かこがわでアナウンスはしたいと考えております。

委員 どれくらいの需要があると思っていますか。

情報政策課 あまりないのではないかなと思っております。大学の先生に共同でこういう使い方ができないかということは何ヵ所か相談に伺ったときに、取り組めることはあるのではないかとお話をいただいた先生もいらっしゃったので、何か支援をいただけないか検討していきたいと考えております。

委員 独自の地図ソフトをプログラミングして作るような人は活用できると思いますが、普通の人は新しい地図を作るのはそう簡単ではないと思います。

情報政策課 民間企業の方には、地図ソフトを作って一般の方に提供することによって、そのソフトを使った広告収入などで儲けていただければと思っております。市はあくまで地理情報データを提供するだけで、どのように活用するかは民間企業の知恵で考えていただきたいと思っております。その中で、このようなデータがあれば活用できるといった声があれば、可能なものには対応していきたいと考えています。

委員 そのあたりの要求や問合せはないのですか。

情報政策課 残念ながらないです。使い勝手のよいデータがあまり公開されておらず、メリットとして見出されていないのが現状のようです。今回、大字単位の切り口でデータを公開しようとしているのも、そのような取組をしている自治体はないのですが、加古川市としては何かできないかということで準備をしているところです。

例えば、介護保険の利用者数を基に、事業者に、その地域での介護サービスを提供できないかということを検討いただければと思います。

委員 二つのデータを組み合わせて使うこともできるのですか。

情報政策課 できます。

委員長 その他特にございませんか。

特にないようですので、所管課の職員には退出願います。

(情報政策課職員退室)

《(4) 諮問第 39 号にかかる審査について》

委員長 それでは、次に、議題(4)「諮問第 39 号にかかる審査」に入ります。実施機関より「個人情報の取扱いに関する意見について」の諮問が提出されています。事務局より諮問内容を説明願います。

事務局 諮問第 39 号の諮問内容について説明させていただきます。
前回の審査会において頭出しをさせていただいたところですが、本市では、見守りカメラの設置を進めているところです。
見守りカメラで記録した画像データのうち、特定の個人を識別することができる画像データについては、個人情報に該当するため、審査会条例施行規則第 5 条に規定する審査会所掌事務のうち、「(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事」を根拠として、個人情報の保護対策や個人情報の管理など、個人情報の取扱いについて諮問を行うものです。
なお、諮問案件の具体的な内容につきましては、所管課が政策企画課となりますので、政策企画課職員を審査会に出席させ、説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員承認)

事務局 それでは所管課職員を審査会に出席させます。

(政策企画課職員入室及び自己紹介)

委員長 それでは、説明願います。

政策企画課 資料の 6 ページになります。加古川市においては、見守りカメラの設置を進めております。その見守りカメラにつきましては、先般の情報公開・個人情報保護審査会において報告させていただいたところです。本日は、その見守りカメラに係る個人情報の取扱いについて、ご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。資料 7 ページをご覧ください。

まず、見守りカメラの設置目的についてですが、犯罪等の抑止、また事件等の早期解決及びその他公共の利益に資することとしております。設置場所及び設置台数については、通学路、学校周辺、公園周辺等としておりまして、約 1,400 台を予定

しております。設置時期につきましては、平成 29 年 6 月頃から順次設置を予定しております。現在、町内会や P T A の皆様方から設置場所に係るご意見・ご要望をお聞きしているところです。こちらにつきましては、前回の審査会でもご報告させていただき、ご意見をいただいたところですが、見守りカメラの設置及び管理運用に関しては、新たに制定する「(仮称) 加古川市見守りカメラの設置及び運用に関する条例」、以下「新条例」とさせていただきますが、その条例において規定していこうと考えております。

続きまして、個人情報の取扱いについてですが、見守りカメラで記録する画像データについては、特定の個人を識別することができる画像を含んでいるものと認識しておりますので、個人情報に該当すると考えております。

個人情報の収集に際しましては、不特定多数の者を記録した画像データは、本人以外の者からの個人情報の収集に該当するため、本人収集の原則の例外として取扱う必要があると考えております。そうしたことから、新条例を規定し、個人情報保護条例第 6 条第 2 項第 2 号の「法令に定めがあるとき」に該当させることを考えております。

個人情報の管理につきましては、管理責任者等を置きまして、情報漏えい等が決してなされない管理体制を整えることで、画像データを適正に管理していこうと考えております。また、画像データにつきましては、14 日間程度保存することとし、14 日間を過ぎたものについては、自動で上書きをしていく形で消去していくことを予定しております。

個人情報の目的外利用及び外部提供につきましては、そもそも見守りカメラについては設置目的を犯罪等の抑止、事件等の早期解決、その他公共の利益に資することとしておりまして、そういった目的を超えたものについては、利用しない、また外部提供を行わないことを明確に新条例に規定しようと考えております。ただし、法令に定めがあるとき、また、市民の生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるときにつきましては、目的外利用や外部提供を可能なことにしようと考えております。

最後に、本人からの開示請求についてですが、今回、見守りカメラで撮影する画像データは、個人情報に該当することを先ほど説明させていただきましたが、本人からの保有個人情報開示請求の対象となると考えております。しかしながら、見守りカメラにつきましては、犯罪の抑止を第一に考えておりまして、開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する考えますので、当該画像データは原則不開示としたいことを新条例に規定しようと考えております。少し、具体的な例をあげさせていただきますと、あくまでも犯罪の抑止を目的としておりますので、いわゆる撮影している方向につきましても、ドーム型のカメラにより、どの方向を撮影しているのかわからないようにしようとしていることや、個人の家が映り込まないようにモザイクをかけようとしていますので、故意にカメラの前に映り込んで、保有個人情報の開示請求をされた場合には、撮影している方向や、どこにモザイクがかかっている、死角となっているのかわかってしまいますので、保有個人情報の開示請求につきましては、

原則不開示とさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

委員長 それでは、審議に入ります。

委員 条例でカメラを何台設置する、収集した画像データはこのように管理するといったことをすべてきちんと定めるのであれば、法令の根拠が全然ないままカメラを設置する状況からすればいいことであると思います。しかしながら、憲法学においては、以前から監視カメラについては、自由のない息苦しい社会ということで、町を歩いていてもびのびとした生活ができない、安全・安心ということは重要だけでも、それに伴って自由の範囲が狭まっているのではないかということで、かなり大きな問題となっています。

犯罪が実際に起きた場合において証拠保全のためにカメラで撮影することは問題はないが、そうでない場合は問題があって憲法違反であるということが有力な学説として存在しています。少し古いので、現在のようにお互いにビデオカメラを撮り合うような時代ではなかったのですが、昭和 44 年に京都府学連デモ事件の最高裁の判決があります。これは、デモ隊が警察とぶつかって公務執行妨害があった時に、警察がデモ隊を撮影していたことが裁判となったものです。正当な目的もないのに市民の容貌をみだりに撮影するということは、憲法第 13 条、35 条により、憲法上許されないことであり、その当時において許される根拠としては、実際にデモ隊が違法なことをしていて、現場の証拠を保全する必要があったということでした。そのため、犯罪と直接関わらないところでは、本来国家権力であろうとも自由な撮影は許されないという判例が、時代はかなり変わってはきていますが、残っています。現に犯罪が行われていない中、犯罪の予防という目的で撮影してよい、パトロールの代わりにカメラを利用してよいという定説はなく、議論されている状況のため、やはりプライバシーということを考えると、あまりむやみに監視カメラを設置する社会はちょっと問題があるのではないかと思います。

そのため、必要性の観点から、相当な絞り込みが必要であると思いますし、目的外利用についても、かなり歯止めがかかるように考えていただきたいと思います。また、設置場所についても相当な限定が必要であると思います。学校の関係者や父母、地元からの要望が出されているのかということも気にはなります。さきほどの京都府学連デモ事件の関係で言えば、例えば、通学路を、あまり通らないかもしれませんが、デモ隊が行進した場合において、行進していく様がすべて映っていたら、誰がデモの参加者であったということが、映り方によっては識別できることになります。そして、その情報が仮に目的外で利用された場合、デモの参加者の情報が警察に伝わり、公安関係者にも利用されることも起きてくるので、そのような逆の方向からの心配も必要ではないかと思います。

カメラの精度は徐々に良くなっていますが、どの向きでどのように設置するかということにも関係してくると思います。市民の皆さんがどのような要望をお持ちかはよくわかりませんが、私でしたら公園でくつろいでいるときに、ぱっと上を見上

げたらカメラに撮影されているということは、あまりいい感じはしません。のびのびとくつろぐという気分ではない感じがします。その一方で、子どもの安全・安心のためには、やはりカメラがあった方が良いのかもしれません。

政策企画課 さきほどおっしゃられました京都府学連デモ事件については勉強させていただきました。そうしたことから、見守りカメラの設置に関しましては、プライバシーの配慮、個人情報に対する保護、それら自由に対する対応を何よりも考えないといけないと思っております。加えて、設置目的、撮影する範囲、設置台数が適正かどうかということも、きっちりと検討していかなければならないと思ひまして、地域の皆様方に、見守りカメラの設置候補場所をお示しさせていただき、その上で町内会やPTAの皆様方からのご意見・ご要望をお聞きしております。しかしながら、そうした意見すべてに対応するのではなく、加古川警察署に犯罪発生状況などを細かに教えていただける範囲でお示しいただきまして、その内容も踏まえながら設置場所を適正に評価しているところです。

この見守りカメラの設置に関しましては、設置目的を明確にし、その目的の中で運用とするとともに、目的外利用に関しましても、原則、法令に定めがあるときと市民の生命、身体、財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるときに限っての運用としていきたいと考えておりますので、できる限り、皆様にご理解いただいて設置していきたいと思っております。

委員 町内会等の意見について、賛成または反対というのはどのような状況ですか。

政策企画課 今年の6月に市内12会場でオープンミーティングを開催させていただきました。資料8、9ページは、そのオープンミーティングの資料の一部を抜粋したものです。オープンミーティングでは、見守りカメラについて、このような形で進めようと思っているということをお示しさせていただき、参加者から広くご意見をいただきました。また、その中でアンケートも実施しましたが、おおむね参加者の皆様方から賛成もしくは前向きなご意見をいただいたところです。

委員 反対意見はなかったのですか。

政策企画課 おおむね賛成いただいたご意見が多かったです。反対意見ではありませんが、プライバシーに対する配慮、そして個人情報に対する考え方について、いろいろと質問をお受けいたしましたが、適正かつ厳格な規定のもと、適切に運用しますということをご説明させていただき、ご理解いただいたものと考えております。

委員 加古川市は未解決事件が多いですから、私としては早く設置した方がいいのではないかと思います。

政策企画課 早く設置してほしいというご意見が多い中、現在、待っていただいている状況で

す。

委員 警察が採用しているNシステムについてですが、犯罪と関わりのないとわかった画像はすぐに削除する仕組みとなっているということでしたが、なぜかその画像が漏れて利用されていたということを聞いたことがあります。そこで、画像データの保存期間についてですが、14日間程度と資料にはあります。犯罪が発生した後のカメラの画像データの管理をきちんとすることはもっともなことです、「程度」というのはどうかと思います。Nシステムでの画像保存期間についても、詳しくはわかりませんが、それほどの日数とはなっていなかったような気がします。「程度」というのは曖昧さが残りますので、きちんと決めていただきたいと思います。

政策企画課 画像データの保存期間については、庁内でも議論を進めているところです。また、実際の事件の早期解決に際する初動捜査やその手続き等から、14日間程度保存していれば、何とか対応できるのではないかとということで、加古川警察署の担当者とも協議しているところです。

委員 自分の画像が14日間も保管されていると考えると、14日間もいらないのではないかと思います。生命に関わる犯罪が起きて、7日間以上黙っている人はいないと思います。物がなくなったということであれば、14日間というのものもあるかもしれません。

政策企画課 市が事件・事故を解決する立場にないものですから、警察の方からのご意見をいただきながら、できるだけ適正な期間を明確にしていきたいと考えております。

委員 撮影されたデータは警察からの問合せ等によりお見せするのですか。それとも、常に警察にデータが渡っていることになるのですか。

政策企画課 他市では、特に大阪府下の市では多いのですが、警察に専用のパソコンをお渡しして、いつでも見るができるような環境を用意しているようです。加古川市としましては、犯罪の抑止を第一の目的と考えていることと、プライバシーに対する配慮も必要であると考えておりますので、現状では警察からの要請を受けて、該当する日時の画像をお渡しする、見ていただくということを考えております。

委員 監視カメラについて、犯罪捜査のために必要ということであれば問題はないのですが、犯罪抑止のために、パトロール人員が足りないから代わりに利用するというのであれば問題があると思います。

政策企画課 そのように見守りカメラを利用するわけではありません。犯罪の抑止効果を狙って設置するものであり、その画像を常に見ているわけではありません。

委員 防犯カメラに内蔵されている画像データについて、警察から要請があれば、そのデータを取ってきてお渡しするということでしたが、警察に持って帰ってもらうのですか。それとも市役所のどこかで確認してもらうのですか。

政策企画課 該当する部分のデータをお渡しすることを考えております。

委員 撮影した画像は、通信によりすべてデータが市へ送られる仕組みになっているのですか。

委員 撮影したカメラ本体にデータはあるのですか。

政策企画課 カメラ本体に画像を上書きしていくことになります。何らかの事件・事故があって、警察からの要請があったときは、該当する日時の分のデータを取り出す予定です。

委員長 撮影したカメラがある現地に行かないと画像は確認できないということですね。

委員 現地に行って画像を抜いてくるか、画像メモリを取ってくるということですね。

政策企画課 原則そうした運用を考えています。

委員長 条例を制定するということですが、条例制定後からカメラを設置していくことになるのですか。そのタイムスケジュールはどうなっていますか。

政策企画課 条例を制定してから見守りカメラを設置していくことになります。

委員長 来年の6月からカメラを設置するには、スケジュールが比較的きつい感じがします。条例の内容について、当審査会の意見を聴くような機会はあるのですか。

政策企画課 今回の個人情報の取扱いについてのご意見をお伺いし、それを加味して条例は制定していこうと思っております。条例につきましては、報告が必要ということであれば、報告させていただこうと思います。

委員長 条例の内容についての審議は予定されていないのですね。

政策企画課 はい。そのとおりです。

委員 資料9ページにモザイクとありますが、カメラがかなりの高いところに設置されるのであれば、周辺の家の中、例えば物干し竿に洗濯物を干しているところが映る可能性があるわけですが、周辺の方々への配慮ということで、モザイクとしている

部分は映らないようにカメラを設置するということですか。

政策企画課 カメラの撮影する方向によっては、映り込んでしまう場合もあると思います。その場合は、あらかじめその部分にモザイクをかけて、記録する画像に残らないようにしていくことを考えております。もちろん、その際には、周辺にお住まいの方に、このようにモザイクをかけるということを説明させていただきます。

委員 Google が車の上から 360 度道路を撮影することについて、そのカメラの高さが問題となっています。高さによっては、家の中まで見えてしまうということで、かなり議論されたことがあったと思います。そうしたところからも、自分の家がたえず、あのカメラによって監視されているという話になりますから、相当配慮する必要があります。と思います。

政策企画課 はい。そのように理解しております。

委員 基本的に公共の道路や公園は映り込んでもいいと思いますが、私有の土地や建物というのはモザイクを入れた方がよいと思います。

委員 モザイクは、後で提供するときにかけるのですよね。

政策企画課 そういうものではありません。あらかじめモザイクをかけて、その部分の画像が残らないようにしています。また、モザイクをはずすことはできないと思います。

委員 カメラ一つずつにそのような細工をしていくのですね。

政策企画課 見守りカメラ一個一個に細工していきます。

委員 私もモザイクかけたりしますが、それは撮影後にしかできないので、撮影中にカメラの中でモザイクをかけるというのは、今の技術では難しいのではないですか。

政策企画課 カメラ本体に画像を残すのですが、残した画像の中には、物理的にモザイクをかける前の画像は残っていません。レンズを通して記録媒体となる過程でモザイクをかけるのですが、モザイクをかけた後の SD メモリに残っている画像を取り扱うこととなります。また、過程のモザイクのない画像を取り出すことはできませんので、モザイクのない画像を確認することはできません。

委員 それでも、撮影時には撮影されていることには変わりはないと思います。

政策企画課 カメラのレンズの部分ということであればそうかもしれませんが、カメラの中のモザイクをかける前の画像を取り出すことは、私が理解している範囲ではできない

のではないかと認識しています。

委員長 その他特にございせんか。
 特にないようですので、所管課の職員には退出願います。

(政策企画課職員退室)

委員長 さきほどの質疑を踏まえて、委員の皆様の方で諮問事項について何かご意見等ございますか。

 新しい条例でいろいろな縛りをかけて、当審査会の意見も踏まえて、見守りカメラを設置されるということですが、そうしたことを前提とするのであれば、妥当であると結論づけてもよろしいですか。

委員 憲法においては自由の方が大切でしたが、いつの間にか、一般市民の方も自由よりは安全・安心の方がもっと大切だということで、少々のプライバシーは我慢するからとにかく犯罪のない、安心できる社会を希望する方が強くなってきているようです。過去の判例からは認められないのではないかとこの気もしますが、市民の方からの要望が強く、少しでも安心できるというのであれば、カメラを設置してもいいのではないかと思います。

委員長 それでは、そういったことを配慮した上で、諮問第 39 号の「見守りカメラにおける個人情報の取扱い」について、その内容は「妥当である」ということでよろしいでしょうか。

(各委員、同意)

委員長 それでは、そのように答申することといたします。
 本日の審議結果をもとに、事務局において答申案の作成をお願いします。

《 (5) 加古川市個人情報保護条例の一部改正及び今後の改正予定について (報告) 》

委員長 それでは、次に、議題 (5) 「加古川市個人情報保護条例の一部改正及び今後の改正予定について (報告)」に入ります。
 事務局より説明願います。

事務局 (別紙資料に基づき説明)

委員長 事務局からの説明は終わりました。
 委員の皆様より質問等はございますか。

(各委員特になし)

【3 その他】

委員長 それでは、次に、「その他」についてですが、何かございますか。

(各委員特になし)

委員長 事務局の方はどうですか。

事務局 事務局より事務連絡が3点ございます。まず、1点目につきましては、前回の審査会でお伝えさせていただきましたが、「情報公開・個人情報保護事務の手引」についてです。本来であれば、この審査会で改訂した手引きをお渡しさせていただく予定でしたが、本日、報告をさせていただきましたように、このたびの個人情報保護条例の改正もございましたので、施行後にその内容も踏まえた改訂版ができましたら、委員の皆様にお渡しさせていただきたいと思います。

次に、2点目につきましては、現在、行政改革の一環としまして、本市が保有する行政情報を積極的に公開する仕組みを検討しております。今年度末までに「(仮称)情報提供推進要綱」を制定する予定としておりますので、また、ご報告させていただきたいと考えております。

最後に、委員の皆様の任期につきましては、平成29年3月11日をもちまして2年の任期満了となります。任期内での審査会の開催については、審査請求事案がありましたら別ですが、本日で最後となる見込みです。任期中には、いろいろとご尽力を賜り、誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましては、引き続き、次の任期につきましても委員としてお力添えをいただきたいと存じますので、後日、改めてお願いさせていただきます。

以上で、事務連絡を終わります。

委員長 それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

14時47分 閉会